

教職員向け

性の多様性 学生対応ガイド

埼玉大学では、ダイバーシティ推進宣言を行い、年齢、国籍、社会的出身、人種、民族、文化、宗教、言語、障がい、性別、性自認、性的指向などによる差別やハラスメントに敏感な環境を積極的に整えることを確認しました。

このたびその一環として、性的指向、性自認＝SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)による差別やハラスメントへの対応を進めるため、教職員のための「性の多様性 学生対応ガイド」を作成しました。

今回のガイドは、特に性的マイノリティの学生が、不適切な言動、行動によって傷ついたり、存在を否定されたと感じずに、安心して就学できる環境をつくるために求められることや現状での具体的な対応方法について記しています。

是非ご一読ください。

2023年10月

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

埼玉大学ダイバーシティ宣言 2020年5月 (抜粋)

年齢、国籍、社会的出身、人種、民族、文化、宗教、言語、障がい、性別、性自認、性的指向などによる差別やハラスメントに敏感な環境を積極的に整えることによって、埼玉大学は、多様な学問と多様な学生・教職員が集う大学として、さらに構成員の個性を活かし、より質の高い教育、研究、社会貢献に、自信と誇りを持って取り組むことが可能になります。

本学は、上記の理念に基づき

多様な学問と多様な学生・教職員によって教育・研究・就労の場が構成されているという認識を全学生・教職員が共有し、理念を実現するよう、研修等を実施し、意識啓発に努めます。

教育・研究・就労の場に多様な人材を配置するよう、ポジティブアクション等を採用し、その実現に努めます。

教育・研究・就労の場における制度や慣行、設備などについて意見を収集し、多様性の尊重に向けて見直します。

教育・研究・就労の場において多様性を尊重した環境づくりのため、あらゆる差別に抵抗します。

●性の多様性を前提にした行動を行う際に大切なこと

性的指向・性自認は、本人が言わない限り、周囲にはわかりません。そのため、「自分の身のまわりに性的マイノリティはいない」という思い込みに基づく言動によって、性的マイノリティの学生の心身が、深く傷つけられ、その就学環境が著しく損なわれることがあります。

性的指向・性自認を言うか言わないかは本人が判断する問題です。本人が言わないでいても、教員の側は、性的マイノリティをいないことにしたり、「普通」ではない人として扱わないよう、十分に気をつける必要があります。

性的指向・性自認は多様です。その前提に立ち、性の多様性への配慮を身につけていくために大切なこと、そして守らなければならないことは以下の通りです。

1. 性的マイノリティの学生・教職員はどこにでもいるという認識で、発言・行動する。全ての学生を異性愛・シスジェンダー(=出生時に割り当てられた性別のまま生きる人)だと決めつけない。同時に、カミングアウト(=自らの性的指向や性自認について公にすること)は決して強要しない。
2. 自分の言動が性の多様性を前提としたものになっているか確認する。異性愛中心、シスジェンダー中心になっていないか、という視点をもつ。
3. セクシュアリティやジェンダーに関わる「普通」を問い直し、「普通」という表現には気を付けるようにする。
4. 社会的な「女らしさ」「男らしさ」に当てはまらない言動を揶揄・否定しない。「女／男らしくない」といった発言は行わない。
5. 「女／男らしさ」に当てはまらない人や性的マイノリティを揶揄・差別する言動をみたら、即座に介入し、差別をやめさせる。
6. 日頃から多様性を尊重した言動をとり、学生からの信頼を得るよう努める。
7. 性の多様性を想定しない等、差別行為をしてしまったのではないかと思った際は、即座に謝罪し、言動を訂正する。
8. アウティング*となる行為は行わない。学生の個人情報について、本人の同意を得ずに、他に伝えない。
9. 困ったときは、ダイバーシティ推進センター(diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp)等に相談する(4頁参照)。

*アウティング:本人の同意なしに、周囲が、当人の性的指向／性自認等について公言してしまうことをアウティングと言います。セクシュアリティは個人のプライバシーであり、本人の同意なしに、周囲が当人の性的指向／性自認等について言及することは重大な人権侵害にあたります。カミングアウトをする／される場合は、誰に話しているか、誰に話していいかを相互に確認することが必要です。

◆教育の場での具体的な対応について

1)授業等での呼称

■授業や窓口で用いる呼称については、相互の関係が構築されるまでは性別で使い分けられないようにするなどの配慮をする(例えば、「～さん」と統一して呼ぶ等)。

■語学の授業における呼称等

語学の授業における呼称や使用する人称代名詞については、学生が希望を伝えることのできる機会を確保する。学生から希望があった場合は、希望する呼称や人称代名詞を用いる。

2)授業におけるグループ分け

■男女でのグループ分けは基本的に行わないようにする。スポーツ実技を含め、男女別の要素がある科目についてはシラバスに明記し、必要に応じ、学生からの相談を受け付ける。

3)アンケート調査等における性別

アンケート調査等で性別情報が必要な場合は「男性」「女性」の二択ではなく、「その他」や「回答しない」、または、自由記述欄を設ける等の配慮を行う。

4)学外実習(教育実習等)の履修

校外実習では、実習先の方針や設備を変えることが難しい場合が想定されるが、本学の理念に基づき、性のありようにかかわらず、希望するすべての学生が実習できるよう、学生と相談をしながら、実習先との調整等を行う。また、宿泊を伴う合宿などを行う場合は、学生が事前に相談できる機会を作り、学習の機会を妨げることがないように配慮する。

※対応が必要な場合、ダイバーシティ推進センターへご相談ください。

大学における性別変更等の取扱いについて

埼玉大学の学生で性別違和をもつ学生は、所定の手続きで、通称名及び戸籍と異なる性別を使用することができるようになっている。変更を希望する(または使用を中止する)学生は、所属学部等の担当係に申し出て、所定の手続きを経て、これが可能となる。2022年12月からは、成人年齢の引下げに伴い保護者による承認は不要でこの手続きをとることができる。通称名等の使用が可能となった場合や使用を中止した場合は、届出のあった情報をもとに学生証を発行している。

性別情報の取扱いについて

不特定多数の学生や教職員に公表される名簿等については、原則として性別欄を削除している。性別も要配慮個人情報の一要素になり得ることから、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう留意する。

学生から相談を受けたら

学生に寄り添う気持ちを示し、何に困っているのか等を確認し、必要に応じて、ダイバーシティ推進センターを学生に紹介する。また、対応において情報共有が必要と考えられる場合は、情報共有の範囲について本人に確認する。

性的指向・性自認に関連した、学生との関わりで困った場合は、各学部のダイバーシティ推進員の教員、または、ダイバーシティ推進センターにご相談ください。

埼玉大学ダイバーシティ推進センター 電話 048-858-3110
E-mail:diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp



推進員リスト

(外部相談窓口)「にじいろ県民相談」(埼玉県 LGBTQ 県民相談)

- ・受付日時:毎週土曜日(年末年始を除く) 18:00~21:30(相談時間は 22 時まで)
- ・相談対象者:性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方など(埼玉県内に在住、及び在勤の方)
- ・相談方法:電話による相談 電話番号 0570-022-282(ナビダイヤル)
LINE による相談……………→
- ・相談費用:無料(ただし、電話の通話料及び SNS のデータ通信料は、相談者の負担となります。)

